

令和4年(ワ)第30623号 損害賠償請求事件

原告 桜井康統

被告 株式会社三田ホールディング 外1名

## 第1準備書面

2023年3月28日

東京地方裁判所民事第43部合B6係 御中

原告 桜井康統

### 第1 答弁書に対する反論等

#### 1 被告らの認否に対して

事実関係は訴状に記載した請求の原因のとおりであるが、被告の認否について若干言及する。

まず、答弁書P2、原告は、訴状P5に記載のとおり、被告モハメドに対し「私の視界から消えてください」と述べたのであって、「消えろ」とは言っていない。一般的に、請求の原因で主張された事実と異なる事実を引用した上で認めるとの認否が行われることはなく、被告の認否を善解すると、原告は「私の視界から消えてください」と述べておらず(否認)、「消えろ」と述べた、ということであろうかと思われる。いずれにしても、そのようなことはなく、印象操作のきらいがある。

同じく、答弁書P2、被告は「原告が警察を呼べと言ったこと」を認めるとするが、訴状P6に記載のとおり、被告モハメドの「着けないなら警察呼びますよ」

「じゃあ警察呼ぶからね」との発言に対し、原告が「どうぞ呼んでください」と応答したのであって、原告は、原告が警察を呼べと言ったと主張していない。ここでも請求の原因で主張された事実と異なる事実を認めるとの認否が行われている。被告モハメドの認否によると、被告モハメドは警察を呼ぶと言っておらず、原告が警察を呼べと言ったようであるが、夫婦の結婚記念日と妻の誕生日を祝うべく、直後に本件ホテル内のレストランを予約している原告がこのタイミングで警察を呼べと言うことは考えられない。

原告は2014年の1月に弁護士登録して以来、国選弁護士候補者として登録しており、国選・私選と刑事事件を一定数経験し、また被害届の提出に関し警察署を訪ねるという業務を一定数経験したことがあるため、警察実務について多少の知見を有している。その知見とは、警察とのやり取りは、往々にして話が長くなるということである。原告は、殊、この事件当日、直後に本件ホテル内のレストランを予約しているにもかかわらず、自ら警察を呼ぶインセンティブは全く存しない。

いずれにしても原告は自ら警察を呼べとは言っていない。原告が被告モハメドに対し警察を呼ぶと言った発言について認めるよう繰り返し促している事実（甲2）からも明らかである。

<p>（モハメド）ルール守らない場合でしたら、警察呼ぶんですよ —呼ぶんですよじゃなくて、呼びますよって言いましたよね？ （モハメド）でも呼んでない</p>
--

とのやり取り等（甲2）で、被告モハメドは事実上警察を呼ぶと言ったことを認めている。

## 2 被告らの主張に対する反論等

(1) 答弁書「第3 被告らの主張」内「3 本件の経過」に対して

ア (2) クラブラウンジへの入室と本件スタッフの対応（答弁書 P5）に対して

第一に、被告は、「原告及びその妻はクラブラウンジのスタッフの案内を待つことなく、席に座った。」と主張するが事実と異なる。

訴状 P3 に記載のとおり、原告は、本件スタッフ（なお、訴状で定義した略語は本書面以降もそのまま用いる。）から窓際の席を案内された。具体的には、原告が本件クラブラウンジの中に入ると、本件スタッフが手で入り口からほぼ真っ直ぐ進んだ方向の窓際の席（以下、「本件窓際席」という。）を示しながら、「あちらにお座りください」と案内した。原告は、本件窓際席に向かう途中で電話に気付いたため（甲 16）、本件クラブラウンジの入り口の方向に引き返しており、そもそもこの段階で「席に座っ」ていない。着席してから電話に出たのではない。原告の妻はそのまま本件スタッフに案内されてその本件窓際席の前に到着したが、原告が電話をしに入り口に引き返して行ったため、この時点で着席していない。

第二に、被告は、「本件スタッフは、他の利用客から『ラウンジ内で、マスクもなく、お料理の近くで携帯電話の利用はいかがなものか。』と苦情を言われた。」と主張するが、これも虚偽である。

すなわち、原告は、クラブラウンジの中で iPhone の右下応答と書かれた緑の電話マークを押し、応答を開始し、電話相手の声を聞き始めた。大要、「ウェスティンホテル東京のフロントです。桜井様のお電話でよろしかったでしょうか。」などという台詞が聞こえた。そこで原告は、チェックインを担当した本件ホテルのスタッフ（以下、「本件チェックイン担当者」という。）から、チェックイン時に依頼していたレストランの予約時間の報告だと理解した。原告は、そのまま、本件クラブラウンジの受付エリア（甲 17）（以下、「本件受付エリア」という。）

に移動し、「はい」と答え（この点、訴状には記載していなかった。）、本件受付エリアの外に一步ほど出てから再び本件クラブラウンジの中に戻った。原告は、この挙動の途中、本件チェックイン担当者の続きの台詞を聞いた。大要、「先ほどの、レストラン『ザ・テラス』の予約時間の件ですが、19時半からでした。」などという台詞であった。原告は、ちょうど本件受付エリアから本件クラブラウンジに入ろうかとする辺りで「はい、わかりました。ありがとうございます。」と手短かに応答して電話を切り、そのままクラブラウンジの中に戻った。この電話に応答した時間はわずか17秒である（甲16）。この17秒の間に一步本件クラブラウンジの外に出てさらに戻って来られたのは、本件クラブラウンジが入り口に入ってから中が横長の間取りになっており（甲18）、本件受付エリアから、本件窓際席までは、直線距離にして5メートルほどしかないからである（甲18）。



そして、原告は、本件クラブラウンジの中に戻る際、電話を切ったとほぼ同時に原告の妻が本件スタッフから声を掛けられている様子を目撃している（甲11）。すなわち、原告は、わずか17秒の通話時間の直後には本件クラブラウンジの中にいて、妻が本件スタッフから声を掛けられている様子を目撃したのである（甲11）。その間に、本件スタッフが他の利用客から呼び止められ、その利用客のところに近付き、「ラウンジ内で、マスクもなく、お料理の近くで携帯電話の利用はいかがなものか。」と、それ自体の発語に5秒から10秒ほどを要すると思われる台詞を聞いただけでなく、それに対して、例えば「大変申し訳ありません。注意して参ります。」などと返答してから（仮に利用客から何らかの苦情があったとすれば、何も応答せず無視したままその場を立ち去るということは考え難い。）、原告の妻に近付いて行って注意をするというのは常識的に考えて到底間に合わないであろう。仮にそのような苦情を言われていたとすれば、本件スタッフは、苦情を行った他の利用客を満足させるべく、当の原告に注意しようと原告

のところに向かうものと考えられる。そもそも、本件クラブラウンジに入ってから左側にある長いカウンターに料理が置かれていたところ、原告はこの段階でまだ料理を取りに行っておらず、料理の近くを一度も通過していない（「ラウンジ内で、マスクもなく、お料理の近くで携帯電話の利用はいかがなものか。」という作文が却って被告らの主張の信用性を減退させている。）。

さらに言うと、原告が本件クラブラウンジの中で通話を続けていたのならまでも（仮にそうだとしても、他の利用客もそれぞれ本件クラブラウンジで談笑しながら飲食を楽しんでおり、その談笑と同程度の音量で仮に通話がなされたとしても、そもそも通話なのか会話なのかは原告が iPhone を耳に当てているかどうかを目視しなければわからない上、スタッフを呼び止めて苦情を言うところまでに他の利用客が他人に関心を有するのか甚だ疑問ではある。原告が本件クラブラウンジの中で通話を続けていたような場合は、他の利用客の苦情を踏まえてではなく、端的に本件ホテルのスタッフから直接注意がなされることが通常であろう。）、原告は、電話に気付くと、すぐさま本件クラブラウンジの入り口に引き返ししながら電話を受け、しかし、わずか17秒で通話を終えると同時に、本件クラブラウンジに戻ってきており、その間一言二言しか発していないのであるから、そのような挙動を目撃した他の利用客が、急ぎ、本件スタッフを呼び寄せて「ラウンジ内で、マスクもなく、お料理の近くで携帯電話の利用はいかがなものか。」と苦情を言うというのはあまりにも不自然である。原告が本件クラブラウンジ内で長時間通話を続けていたのであれば、苦情を言う利用客があらわれる可能性はあるが、その場合は、本件スタッフが先に注意しているであろう。

原告は、すぐさま妻のもとに近付き、「どうしたの？」と声をかけ、「中で電話禁止なので電話しないで下さい」と注意された旨報告を受けた。本件スタッフは、原告が iPhone を耳に当てている様子を目撃すると、そのまま原告の妻に近付き、

そのことを注意したのである。なお、原告は、「(妻の名前)に注意するのはおかしいよね。」などと応じ、本件スタッフの行動は問題であるとは思ったものの(甲11)、その場で抗議等を行っていない。

第三に、被告らは、「本件スタッフが原告の妻に携帯電話の利用はラウンジ内ではお控えいただくことをお伝えすると共に、利用資格の確認のため、部屋番号を尋ねたところ、原告の妻は『知らない。彼に聞いて』と回答した。」と主張するが、事実と異なる。原告の妻は部屋番号を尋ねられていない。また、原告の妻は、ホテルのスタッフその他接客を行ってくれる者に対して、決して「知らない。彼に聞いて」などという話し方をしない<sup>1</sup>。原告は、  
、妻が初対面の者にいわゆるタメ口を聞いたところを一度も見ることがない。

第四に、被告らは「夫妻が確保した前述の席へ向かった。」と主張するが、前述のとおり、本件窓際席は本件スタッフに案内された席である。夫婦はここではじめて着席した。

第五に、被告らは「まもなく、原告がビュッフェに並んだため、本件スタッフは、原告に対し、マスク着用をお願いをすると共に部屋番号を尋ねた。しかし、原告はこれを2回無視した。」と主張するが、事実と異なる。部屋番号は尋ねられていない。原告が利用資格を有しない者であれば無視するインセンティブが認められ得るが(正確には、利用資格を偽ることは難しいと思われるため、その場合も無視するインセンティブは認められないが。)、原告はマリオットボンヴ

---

<sup>1</sup> 通常このようなことは準備書面に記載しませんが、被告ら訴訟代理人に対してお願いさせていただきます。原告に対する印象操作は本訴訟の帰趨に影響し得るため、訴訟代理人としての業務の一環として十分理解できますが、原告の妻に対する印象操作は、本訴訟の帰趨に影響しないため、おやめください。私と書かせていただきますが、私は妻のことを心から尊敬しています。妻を少しでも粗野な人物のように表現するのはやめてください。妻に対するそのような表現を見ることが耐えられません。

ォイアメリカンエクスプレスプレミアムカードのプラチナエリート会員の資格を有しており、マリオットグループのホテルのクラブラウンジを何度も利用したことがあるし、利用資格を誤魔化す必要がない。

イ（「3）本件スタッフから被告モハメドへの報告と引き継ぎ」（答弁書 P5）に対して

第六に、被告らは「本件スタッフは、利用資格の確認を無視しつづける原告に対し自分だけで対応するのは困難であると考え」と主張するが、事実と異なる。すなわち、原告は、利用資格の確認を無視していない。原告は、電話を終えて、料理を取りに行った際、「お客様、マスク着用をお願いします」と 5 回ほど注意されたことを無視しただけである。その後着席してから、本件スタッフに部屋番号を尋ねられ、「まだ部屋に入っていないので部屋番号はわかりません。サクライヤスノリで調べてください。」と回答したところ、その件についてはそれで話が終わった。

第七に、被告らは「被告モハメドは 1 階で原告がチェックインしていた際に見かけていたので、チェックイン担当に電話連絡し、原告の服装等の特徴を伝え、情報を求めたが、チェックイン担当が原告を覚えておらず、情報を得ることができなかった。」と主張するが、疑問である。原告は、チェックイン時もそれ以降もずっと本件ホテル内で白のハットを被っていた。服装は、淡いモスグリーンオーバーサイズの上下セットアップを着ており、薄い色が入ったサングラスを着けていた。客観的に目立つ格好であった（甲 19）。その上、原告は、本件チェックイン担当者に対して、レストランの予約時間の確認を依頼しており、現に本件チェックイン担当者から電話を受けている。その際、原告は、「そのままクラブラウンジに行ってるので、携帯に電話ください」と依頼した。だからこそ本件チェックイン担当者は部屋ではなく、原告の携帯電話に電話を掛けてくれた

のである(甲16)。なお、被告モハメドが原告の服装等の特徴を伝えたとすれば、白のハットは絶対に外さないであろう。次点で、淡いモスグリーンのオーバーサイズの上着か、あるいは薄い色が入ったサングラスか。その次に、原告は身長が180センチを超えるため、身長に関する情報を伝えたものと思われる。時間にして概ね十数分前にチェックインをしており、それだけ特徴があり、かつ、その後のレストランの予約時間の確認を依頼されていたとなると、本件チェックイン担当者が「原告を覚えておらず」というのはあり得ないものと思われる<sup>2</sup>。

#### ウ 「(4) 被告モハメドと原告の対応」(答弁書P6) に対して

第七に、被告らは「被告モハメドは原告及びその妻の座るテーブルの横にかがみ込み、原告に対し、名刺を渡して挨拶した。そして、部屋番号を教えてくださいとお願いした。しかし、原告はこれを完全に無視し、原告と原告の妻は食事を続けた。」と主張するが、これも虚偽である。すなわち、訴状P5に記載したとおり、被告モハメドは、原告に向かって突如として「マスク着けてください、お客さん、マスク着けてください、お客さん、マスク着けてください」と語気強く言い放ったのである。開口一番発した台詞がこれである。また、原告は、利用資格を有しているのであるから、利用資格を誤魔化す必要がない。

Teams にアップした動画でも確認できるとおり、

(モハメド) 私は、ごめんなさい、桜井様は最初からクラブラウンジを、まず、部屋番号を言えず…  
一部屋番号、わからないから。さっき下でチェックインしたばかりだから。でも名前を調べてくださいって言いましたよ

<sup>2</sup> ここでも、まともに関係者のヒアリングがなされているのか、甚だ疑問である旨付言する。



(モハメド) カードキー、カードキー、それは、さっきのゲストにおっしゃっていただいた？

—調べたら分かるじゃないですか。書いてないんで

(モハメド) さっきおっしゃっていただいた？

—言いましたよ

(モハメド) ごめんなさい、さっきのスタッフは名前も知らないし、部屋番号も知らないんで…

—だからあなたにも答えましたよね、桜井やすのりって

(モハメド) もちろんもちろん。でもそれは私が来てから

—そんな話じゃなくて、警察呼びますよって言いましたよね。その一点だけです

(モハメド) また？

—それを聞くまで帰れません

とのやり取りがなされている(甲2)。原告は、「私の視界から消えてください」と言った後、たしかに被告モハメドから一度部屋番号を尋ねられた。それに対しては、「部屋番号はわかりません。サクライヤスノリと名前を伝えて終わりますよ」と述べた。被告モハメドからそれ以降利用資格について問いただされていない。重要な事実として、被告モハメドは、原告の「どうぞ呼んでください」(訴状P6)との言葉を聞いて後ろに下がってからは、原告から本件スタッフを通じて呼ばれるまで原告の席に来ていないということが挙げられる。つまり、原告の本件クラブラウンジ利用資格については問題になっていないのである。

前述のとおり、本件チェックイン担当者が原告のことを覚えていなかったとは考えられないことから、推察するに、被告モハメドは、本件チェックイン担当者から原告がプラチナエリート会員である旨確認が取れており、一応確認のため部屋番号を尋ねてみたというだけのことであったと思われる。原告は、ルーム

キーとともに部屋番号が書かれた紙のキーホルダー（乙3）をジャケットのポケットに入れて持っていたことから、部屋番号を確認することはできたが、すでに本件スタッフに名前を伝えたことで利用資格の問題については解決しているものと理解していたし、夫婦で食事中、あらわれた被告モハメドから開口一番「マスク着けてください、お客さん、マスク着けてください、お客さん、マスク着けてください」と語気強く言い放たれたことから、被告モハメドに対し不快感を抱いており、また、まだ部屋に入っていない段階で部屋番号を記憶していないにもかかわらず、そして本件スタッフとのやり取りで本件クラブラウンジの利用資格については解決しているにもかかわらず、その時点で部屋番号を覚えていることが当然かのように部屋番号を尋ねられたことにも不快感を抱き、「部屋番号はわかりません。サクライヤスノリと名前を伝えて終わってますよ」と述べただけである。サクライヤスノリという情報で確認が取れているからこそ、その後、「利用資格の確認が取れないためお帰りください。」などのやり取りがなかったのである。

第八に、被告らは「被告モハメドは、原告に対し、再度『部屋番号を教えてください。』『お名前を教えてください。』と伝えたが、これも無視された。やむをえず、原告の妻に部屋番号を尋ねたが、原告の妻は、肩をすくめて、『知らない。』というようなジェスチャーで返事をし」と主張するが、虚偽である。部屋番号を聞かれたのは一度だけである。名前は被告モハメドにも再度伝えた。繰り返すが、原告は利用資格を有しており、事件当時、利用資格は問題になっていない。

第九に、被告らは「被告モハメドは名前を覚えてくれた点について礼を述べた後、『ビュッフェでお料理を取る際にはマスクの着用をお願いします。』と伝えた。そうしたところ、原告は大声で『マスクはしません。』『なんでマスクしないとい

けない。今食べているでしょう。』等と話した。被告モハメドは、『テーブルでお食事している際には必要ございませんが、ホテルのルールとしてお食事を取りに行くとき、ビュッフェにお並びいただく際には着用をお願いしております。』と原告に伝えた。」と主張するが、虚偽である。

まず、訴状 P5～6 及び陳述書 P1 (甲 10) に記載のとおり、被告モハメドは、「ビュッフェでお料理を取る際にはマスクの着用をお願いします。」「テーブルでお食事している際には必要ございませんが、ホテルのルールとしてお食事を取りに行くとき、ビュッフェにお並びいただく際には着用をお願いしております。」とは言っていない。一言一句そう言っていないという意味ではなく、そのような趣旨の発言を一度もしていない。被告モハメドは、とにかく、着席して食事をする原告に向かって「マスク着けてください、お客さん、マスク着けてください、お客さん、マスク着けてください」と繰り返し要求した。原告は、今となつては、被告モハメドが内心、「ビュッフェでお料理を取る際」だけの意味で言っていた可能性があることを積極的には否定しないものの、そうであればそのように発言しないと相手には伝わらないし、事件当時、現場でそのように善解して応諾する余裕は原告にはなかった。

また、原告は、「マスクはしません。」「なんでマスクしないといけない（んですか？）。今食べているでしょう。」等と話したが、決して大声を出しておらず、声量は常に被告モハメドと同程度であった。

第十に、被告らは「原告は被告モハメドに対し、『日本語しゃべれ。』などと大声で言った。被告モハメドは『なるべく声を小さくしていただけますか。』『ホテルのルールを守ってください。』と述べた。これに対し、原告は『ルールを守らないとどうするんだ？』旨、何度も質問した。被告モハメドは『ホテルのルールを守らない場合には、警察を呼ぶこともあります。』と答えた。原告は『警察？』

『じゃあ、呼べば。』などと今度は警察を呼ぶようにと大声で言ってきた。被告モハメドは、一旦原告のそばを離れた。」と主張するが、虚偽である。

すなわち、原告は、被告モハメドから、例えば被告らが答弁書にて主張するように「ビュッフェでお料理を取る際にはマスクの着用をお願いします。」「テーブルでお食事している際には必要ございませんが、ホテルのルールとしてお食事を取りに行くとき、ビュッフェにお並びいただく際には着用をお願いしております。」などと、細やかな条件設定を踏まえた、配慮ある対応をされず、「マスク着けてください、お客さん、マスク着けてください、お客さん、マスク着けてください」と、大枠で捉えた表現で執拗に私権制限を求められた。原告は、そのことに対し大いに不快に思いながら、また、原告は、それまでの間、本件スタッフ含め、ネイティブな日本語を話せる者から接客を受けられていなかったため、だからこそコミュニケーションがうまくいかないと思っていた。そこで、原告は、執拗にマスク着用を求める被告モハメドに対し、たしかに「日本語で話してください」と、被告モハメドがネイティブな日本語を話せないことを揶揄した。しかし、原告は事件当時終始敬語で話しており、たったの一度もいわゆるタメ口を聞いたことはなく、決して「日本語しゃべれ。」などと大声で言っていない（原告が終始敬語で話していたことは Teams にアップした動画及び追加でアップする動画で確認できる。）。

同様に、原告は、「じゃあ、呼べば。」などといわゆるタメ口で被告モハメドに話しかけたことは一度たりとてない。訴状 P6 に記載のとおり、被告モハメドは、まず、「ルールに従わないならどうなるかわかっているんですか？今後利用禁止にしますよ」と言った。利用拒否という言葉に聞き捨てならないと考えた原告が「宿泊拒否するということですか？」と 3 回ほど聞くも、被告モハメドはその時点では宿泊拒否するとは明言せず、その後、18 時半頃、「着けないなら警察呼

びますよ」「じゃあ警察呼ぶからね」と言ったのである。原告はとにもかくにも妻の前で軽々に警察を呼ぶと言われたことが問題と考え、その発言を聞いた約8時間後の9月30日深夜2時42分には、事件当日帰宅直後の記憶が鮮明なうちから書き始めた甲11と同内容の通知書7ページを本件ホテル宛に発送完了している(甲20)。答弁書では、何か原告の言動をきっかけに、被告モハメドがやむなく警察を呼ぶと言ったかのように作文がなされているが、事実と異なる。被告モハメドは、まず「利用拒否」と明言し、その後、「着けないなら警察呼びますよ」「じゃあ警察呼ぶからね」と言ったのである(甲11)。

#### エ 「(5) 2回目の被告モハメドと原告との会話」(答弁書P7) に対して

第十二に、被告らは、「その後、原告は本件スタッフに『彼を呼んで。』と言って、被告モハメドを席に呼んだ後、大声で『警察を呼ぶっていったよね。』等と繰り返し言った。」と主張するが、事実と異なる。原告は事件当日、被告モハメドに対するのと同様本件スタッフに対してもいわゆるタメ口で話したことがない。細かい点ではあるが、原告は「モハメドさん呼んでもらえますか?」と聞いた。あらわれた被告モハメドに対して大声を出したことは一度もないし、「警察を呼ぶっていったよね。」とタメ口を聞いたこともなく、常に被告モハメドと同程度の声量で「警察呼ぶって言いましたよね?」と尋ねていた(なお、後述のやり取り及び追ってTeamsにアップする録画データ参照)。原告はその点について謝罪が欲しかったのである。

第十三に、被告らは、「原告は他の利用客の迷惑になっていないと述べ、隣席の利用客に対し『迷惑なんかなっていないでしょ。』と話しかけた。これにより隣席の利用客と原告が言い争いになった。」と主張するが、事実と異なる。正確には、原告が本件スタッフを通じて呼んでもらってから本件クラブラウンジに移動するまでの会話は録音しており、正しくは、次のとおりである(なお、この

録画データを追って Teams にアップする)。

【IMG8291】

(被告モハメド) お客様がいらっしゃるので

(原告) —あとモハメドさん、モハメド[REDACTED]さん、私に対して、警察さっき警察呼びますよって言ったの認めますね？

(被告モハメド) わたくし、さっき言った話は…

—警察いつ来るんですか？警察いつ来るんですか？質問に教えてください。

(被告モハメド) いま答えません。他にお客様がいらっしゃるんで。

—じゃなくて、ひとつだけ。

(被告モハメド) もしよかったら、

—もし、よくない。私はいまここでお酒を飲んでいるんです。

(被告モハメド) 申し訳ございません

—今日妻の誕生日なんです。警察呼ぶって言いましたね？

(被告モハメド) 他にお客様がいらっしゃるんから。

—いるからなんですか？じゃあ他のお客様に聞いてください。なにか問題ありますか？

(他の客2名) うるさい、別のところで話した方がいいと思います。

—警察。さきほど警察呼びますって。

(他の客2名) ここじゃなくて。ここじゃなくて。別のところで話した方が

—おにいさん、声大きいですよ

(被告モハメド) 申し訳ございません

—あなたの声の方が大きいですよ。警察呼びますって言いましたよね？

(他の客2名) その前に、出て行ってください

—声大きいですよ。先ほど、

(他の客2名) 別のところで

—さきほど声大きかったですよ

(他の客2名) お前が…

—お前ですか？お前？

(他の客2名) お前だよ

(被告モハメド) お客様、すみません。少々お待ちください

—えっ、お前って言われる筋合いないんですが

(被告モハメド) 本当に申し訳ございません

(他の客2名) 話しかけるな。答える必要ない

—どちらが声大きいですか？

(他の客2名) 話しかけるな。

(被告モハメド) お客様に…ごめんなさい、ごめんなさい

—どちらが声大きいですか。注意してください。注意してください。声大きいですよね

(他の客2名) 話しかけるな。巻き込まないで

(被告モハメド) ちょっと一緒に話しますか

—私が聞いているのは警察呼びますよって言いましたよね？

(被告モハメド) お客様にご迷惑をかけるのは…桜井さま、ちょっと一緒に行きますか

—どこに行くんですか？私いまここで食事しているんですよ。なぜあなたに

(被告モハメド) 食事をのぼします。それは任せてください。ちょっと一緒に少しだけ話しましょうか

—絶対に移動しません

(原告の妻) 移動はしよう

(被告モハメド) あの、レコードしているのは分かりますけれども

—いや、私が聞いているのは、さっき警察呼びますよって言いましたよね。それを認めないんですか？

(被告モハメド) それは、そのやり方は、こちらで、ごめんなさい

—え、警察呼びますよって言ったことは認めないんですか？認めないなら認めないでいいんですよ

(他の客2名) 日本語しゃべれとか言ってたじゃん

(被告モハメド) 本日、本日、アワードポイントでご予約いただきましたけれども、本日お帰りください。

—それ認めないんですか？

(被告モハメド) 本日お帰りください。ちょっと一緒に話しましょうか。

—宿泊拒否するってことですか？ここで教えてください。

(被告モハメド) 他のお客様にご迷惑かけるから

—それあなたのせいでしょ？あなたが来るからでしょ私のところに。あなたがいなければそうならないです。

(原告の妻) もう向こう行こう

原告は、妻が「もう向こう行こう」と言葉を発した瞬間に移動することを決め、録音をいったんやめた。直後、席を立ち上がって本件クラブフロアの外に移動した。その前に、被告モハメドは、「本日お帰りください。」と二度明言した。

第十四に、被告らは、「原告は、ホテルに対する不満を述べ、帰宅する旨の発言をした。ロイヤリティーマネージャーは原告に対し、原告が宿泊予約をしている部屋に一旦戻ることやホテル側が飲み物を部屋に持参することを提案した。しかし、原告は帰宅するとの意向を変更しなかった。その後、原告、原告の妻と被告モハメドはラウンジの外に出た。」と主張するが、明白な虚偽、事実の捏造



である。実際は上記文字起こしのやり取りのとおりであり、被告モハメドは「本日お帰りください。」と二度明言した。被告らは、原告がホテルに対する不満を述べと抽象的な主張をするが、原告はただひたすら警察を呼ぶと言ったか否か、その一点のみにこだわり、繰り返し、被告モハメドにその点の確認をしている。そして、録音データから明らかなおとおり、原告は決して自ら帰宅する旨の発言をしていない。むしろ原告は「本日お帰りください。」と二度明言した被告モハメドに対し「宿泊拒否するってことですか?」と聞いている。その原告が自ら帰宅する旨の発言をすることはあり得ない。ここでのやり取りは上記文字起こしのとおりであり、ロイヤリティーマネージャーが原告に対し、「原告が宿泊予約をしている部屋に一旦戻ることやホテル側が飲み物を部屋に持参することを提案した。」などということは事実の捏造である。まだ一度も部屋に入っていないにもかかわらず「一旦戻る」という表現や、原告が19時半から本件ホテルのレストランを予約しているにもかかわらず、つまりこれからディナーをとる予定であったにもかかわらず、飲み物を部屋に持参することを提案したというのも不自然である。プラチナエリート会員である原告の部屋はアップグレードされており、室内にはいわゆるミニバーが設置されており、つまり飲み物が数種類もともと用意されている。いずれにしても、原告は、決して自ら帰宅する旨の発言をしていない。

オ 「(6) ラウンジ外での会話と原告が帰宅するに至った経緯」(答弁書P8) に対して

被告らは、「被告 モハメドは、原告に対し、部屋に荷物が残っていないかを確認し」と主張するが、事実と異なる。つまり、被告モハメドは原告が部屋に一度も入っていないことを知っていたので、「お荷物はお部屋にありますか? ないですね」(甲2) と自ら答えて原告からカードキーを取り上げている。

(2) 答弁書「第3 被告らの主張」内「4 被告らの主張」に対して

全て否認ないし争う。訴状及び本書面で述べたとおりであるから、原告の請求は速やかに認められるべきである。なお、被告ホテルからの手紙（甲12）も不法行為の対象である（甲21）。

第2 お願い事項

急ぎ、本書面を提出しますので、証拠は追って提出させてください。また、手前勝手にて恐縮ですが、ファックスでの連絡は見過ごす可能性があり、メールあるいは Teams のチャット等で連絡いただけますと助かります。ワンオペのため、電話に出られないことがありますので、もし電話が必要な際は時間をおいてかけ直していただけますと助かります。なお、午後の方が受けやすいです。

以上